

諮問(情)第32号

## 答 申

## 第1 審査会の結論

札幌市手稲老人福祉センター指定管理者選定(以下「本件指定管理者選定」という。)において札幌市保養センター駒岡等指定管理者選定委員会(以下「本件委員会」という。)の選定委員(以下「委員」という。)が行った採点結果を集計した札幌市手稲老人福祉センター指定管理者候補者の評価結果(以下「本件対象文書」という。)のうち、評価採点を行った各委員の氏名(以下「本件非公開部分」という。)を非公開とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立人の主張要旨

## 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成19年9月7日に行った「本件指定管理者選定に係る応募者からの申込書類、本件委員会会議録及び採点に関する書類等」の公開を求める請求(以下「本件請求」という。)に対して、札幌市長(以下「諮問庁」という。)が行った一部公開決定(以下「原決定」という。)のうち、本件非公開部分を非公開とする決定を取り消し、その公開を求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 条例は、知る権利、国民権、民主主義及び地方自治に関する憲法の各条文を基礎とし、原則として公文書はすべて公開されるべきであることを定めている。この原則に反し、公開請求をした公文書が非公開とされた場合、特定の公文書の内容について知るといふ請求者の利益が具体的に侵害されることになることから、この利益侵害と比較される非公開とすることの行政、公益上の利益もまた特定かつ具体的でなければならない。
- (2) 諮問庁は、本件非公開部分を公開した場合、選定後に採点に対する不服や不満が委員に対して寄せられることとなり、その結果、不服、不満を恐れて、委員が就任を拒否したり、採点の際に信念を貫けなくなったりして、選定委員会の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと主張する。しかしながら、本件非公開部分を公開することによって生じるという支障がどの程度の蓋然性で生じるのか、またどの程度の現実的な支障となるのかについて、十分な説明、主張は諮問庁からなされていない。委員が嫌がらせなどを受けるといふことは、抽象的には予想することができるかもしれないが、そのようなことを行えば、市との関係が悪化し、今後、指定管理者になれなくなるだろうから、実際問題としてあり得ることなのか疑問である。
- (3) 応募者が自信をもって書類を作成したにも関わらず、全く評価されていなかった場合、応募者が「なぜなのか」問うこと、あるいは各委員の採点結果が大きく異なっている場合、市民がその採点について疑問を抱くことは、自然のことである。そして、委員も各評価項目につきどのような評価を行ったかについて、市民に対して説明する責任を負っている。不服や批判が非合理だとしても、それは個別に対処すれば足りる。

採点に関する不服を委員個人に申し立てることを禁じ、すべて担当部署で受け付けたり、不当な行為をした業者には、指定業者から外す等のペナルティを課すなどしたりすれば、選定委員会の選定業務への支障を防ぐことができるわけで、諮問庁の主張する支障は抽象的なものにすぎない。

- (4) 「できるだけ批判、追及を避けたいという意識から、委員自らの判断、信念を直接的に反映させた採点がしにくくなる」という諮問庁の説明はもつての他である。職務として評価をした以上、その評価に責任を持ち、反論があれば正面から受け止め、今一度説明を行うべきであり、安易に匿名とすべきではない。また、自信をもって評価を行っているならば、外部からのクレームなど恐れる必要はないはずである。批判を恐れて意見が言えないなら、「有識者」とは呼べない。特に内部委員は職務として関与している以上、氏名を明らかにすべきである。
- (5) 本件請求は、一つには、内部委員と外部委員の評価の差異や傾向について知りたいという趣旨で行ったものである。仮に委員の氏名自体が非公開情報であるとしても、公開か非公開かの二者択一ではなく、内部委員と外部委員の区別だけを示すような目印を文書に付すなど工夫をすることで、この趣旨を満たすことはできるはずである。
- (6) 市長は行政の透明性を公約としているが、指定管理者選定は公平性、透明性がとりわけ重要視されるものである。どの委員がいかなる評価を行ったのか、その評価は妥当であるか市民が知るためには、本件非公開部分を公開することが不可欠である。

### 第3 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、本件委員会において、委員が申込書の内容や応募者からのヒアリングを基に、市民の平等な利用が確保されること、管理業務の計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること、管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること、管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること、社会福祉事業等への理解、貢献及び実績があることの5つの観点から採点を行い、その結果を取りまとめたものである。
- (2) 「札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」(以下「事務処理要綱」という。)において、選定委員会は、施設を所管する局長や部長等の内部委員と学識経験者など施設の運営等に関して専門知識を有する外部委員で構成され、公の施設ごとに定める募集要項について意見を述べること、また、指定管理者の選定にあたり、委員があらかじめ設定した評価項目ごとに採点を行い、各委員の採点結果の合計が最も高くなる団体を指定管理者として選定する総合点数方式に基づいて選定を行うこととしている。
- (3) 委員は、審議等においては、指定管理者に管理運営を委ねる施設が公の施設であることや当該指定管理者の地位をめぐって応募者間で利害が対立していることから、公正、公平に判断することが求められる。本件委員会の開催にあたり、各委員に対しては、自由かつつな議論と率直な評価が行えるよう、個人別の評価結果は非公開とすることを前提として説明している。
- (4) 本件委員会の委員別の評価結果について評価した委員個人を特定できる形で公開することとすると、例え選定後であっても、委員個人が落選した団体やその関係者な

どから採点に対する不服や批判などを受けることが予想される。この場合、今後の指定管理者選定において、同種の選定委員会を設置する際、批判や追及を受けるという懸念から委員への就任要請が拒否され、委員として適任な人材を確保することが困難になると認められる。また、仮に委員の確保ができたとしても、できるだけ批判、追及を避けたいという意識から、委員自身の判断、信念を直接的に反映させた採点がしにくくなるため、当該選定委員会の総合点数方式の選定方法が形骸化することになる。

(5) したがって、本件非公開部分については、公開することにより、今後の同種の選定委員会の円滑な会議の運営が損なわれるとともに、指定管理者の公正、中立な選定が困難になり、当該選定委員会の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす情報と認められることから、条例第7条第5号オ(事務・事業に関する情報)に該当し、非公開としたところである。

(6) なお、委員に対して平等な裁量を付与しているため、上記の不服や批判は、内部委員、外部委員問わず、いずれに対しても向けられることが予想される。したがって、採点の公正、中立性が損なわれることについて、内部委員、外部委員の差は生じない。また、指定管理者の選定は、委員の採点が基本にはなるが、最終的には選定委員会の総意として選定されるものであり、委員個人が責任を負うものではない。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、諮問庁が平成17年度に実施した公の施設である札幌市手稲老人福祉センターに係る指定管理者の選定に際して作成されたものである。

本件指定管理者選定にあたり、諮問庁は事務処理要綱に基づき、施設を所管する局長・部長等からなる5名の内部委員、学識経験者など施設の運営等に関し専門知識を有する3名の外部委員から構成される本件委員会を設置している。

本件委員会は、指定管理者の選定方式に、あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高くなる団体を相手方とする総合点数方式を採用している。

本件対象文書は、指定管理者の応募者の別に、縦軸に5つの選定基準を、横軸に8名の委員を置いた一覧表になっており、総合点数方式に基づいた指定管理者選定のために各応募者別の総合点数が記載されているほか、どの委員がいかなる評価を行ったのかわかるものである。

##### 2 条例第7条第5号オ該当性

異議申立人は、本件対象文書のうち、原決定で非公開となっている各委員の氏名を公開することを求めているのに対し、諮問庁は、本件非公開部分を公にすることで、今後の同種の選定委員会の円滑な会議の運営が損なわれるとともに、指定管理者の公正・中立的な選定が困難となり、当該選定委員会の事務の適切な遂行に著しい支障を及ぼすと認められ、条例第7条第5号オに規定する非公開情報に該当すると主張していることから、その該当性の当否について検討する。

一般的に総合点数方式は、客観的な数値で示されていない応募者の提案内容や業務遂行能力等を評価するため、複数の委員が各々の知識や見識に従った評価を行い、その結果を総合することで公正、中立な選定を行おうとするものである。本件指定管理者選定においても、各委員が応募者の提出した資料やヒアリング等を基に5つの観点から評価

を行い、その評価の合計によって選定を行っているが、こうした選定方式の前提として、各委員には、評価の対象以外の事由に左右されることなく、自己の見識や信念に基づいた自由な議論や評価を行うことのできる条件が必要とされる。

本件対象文書を確認すると、上記1のとおり、どの委員がいかなる評価をしたのかがわかる内容であることから、本件非公開部分を公開した場合、選定から外れた応募者やその関係者といった利害関係人は、選定されなかった理由を本件委員会の総合点数の差のみならず、各委員の評価の差に着目し、どの委員の評価が自己に不利に働いたのかと考えるのが自然であり、その結果生じる不服や批判が個別の委員に向けられることが予想される。このことに対する懸念は、委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、自らの見識や信念に従った自由な議論や評価が損なわれることとなり、今後実施する同種の指定管理者の選定に支障をきたすと認められる。

なお、異議申立人は、市職員で構成された内部委員について氏名を公開すべきと主張しているが、批判や不服を向けられることにより自由な議論や評価が損なわれることは内部委員であっても同様である。

また、今後、指定管理者を選定するために同種の選定委員会を設置する際、かかる負担を回避するために外部委員への就任を拒否されるなど、適任の人材を配置することが困難になると認められる。

従って、本件対象文書中、各委員の氏名は、これを公にすることにより将来の指定管理者選定事務の円滑な遂行に著しい支障を及ぼすと認められることから、条例第7条第5号オに該当すると判断する。

#### 4 結論

以上のとおり、本件非公開部分は条例第7条第5号オに規定する非公開情報に該当すると認められることから、原決定を維持することが妥当であると考えます。

#### 第5 審議経過

次表のとおり。

年 月 日	審 査 経 過
平成19年11月16日	諮問書及び諮問庁の一部公開理由説明書を受理
平成19年11月22日	異議申立人に諮問庁の一部公開理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成20年4月9日 (第53回審査会)	事案の概要説明
平成20年4月23日 (第54回審査会)	異議申立人からの意見聴取及び諮問庁からの事情聴取
平成20年5月14日 (第55回審査会)	審 議
平成20年5月26日	答 申